ビュースポットおおさか魅力発信事業委託業務仕様書

**１　業務名**

　　ビュースポットおおさか魅力発信事業委託業務

**２　業務目的**

大阪府では、府民の景観に対する関心や愛着を醸成し、ひいては府民による景観づくりや景観保全活動の活性化など良好な景観形成につなげることを目的として、世界に誇れる魅力ある景観、きらりと光る個性豊かで多彩な景観を美しく眺めることのできる場所（ビュースポット）を「ビュースポットおおさか」（府内100か所）として選定し、広く発信する取組を進めている。

2025年大阪・関西万博を契機として増加が見込まれる国内外からの来阪者や府内にお住まいの方に対して、大阪府の景観資源である「ビュースポットおおさか」の魅力を広く発信し、認知度の向上を図るとともに、「ビュースポットおおさか」を含む景観資源・観光資源への来訪や府内周遊を促進することを目的として、動画コンテンツの企画・制作及び配信等を行う「ビュースポットおおさか魅力発信事業」を実施する。

（参考）

■ビュースポットおおさかWEBサイト <https://www.viewspotosaka.com/>

■府公式景観インスタグラム <https://www.instagram.com/osaka_landscape/>

**３　契約期間**

契約締結の日から令和８年３月18日（水曜日）まで

**４　委託金額（上限額）**

金７，７８６千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※本事業を実施するすべての経費を含む。

**５　業務内容**

本事業で実施する業務は、次の（１）から（３）とする。なお、業務の実施にあたっては、大阪府（以下「発注者」という。）と十分に協議・調整をすること。

（１）動画コンテンツの企画・制作

1. 動画の主なターゲットは国内外からの来阪者及び府内居住者とする。
2. 興味・関心を引く訴求力の高いものとし、ビュースポットおおさかＷＥＢサイト等への誘導を目的とした、斬新でインパクトのある動画とすること。
3. 「YouTube大阪府公式チャンネル」や「府公式景観インスタグラム」での配信、公共施設や民間施設でのデジタルサイネージでの放映、YouTube広告での配信等を想定した合計１０本のショート動画とする。
4. 動画の要件・規格については以下のとおりとすること。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 動画再生時間 | 画面縦横比 | 解像度 | 対応言語 | 数量 |
| パターンA（YouTubeバンパー広告用） | ６秒 | 16：9 | フルハイビジョン以上 | 日本語および英語 | ５ |
| パターンB（YouTubeインストリーム広告・Instagramリンク広告用） | 15～20秒 | 16：9（インストリーム広告）9：16（リンク広告） | フルハイビジョン以上 | 日本語および英語 | ５ |

※対応言語については、「日本語の動画に英語で字幕を表示する」「同様の内容の動画について日本語版と英語版を制作する」等の対応を想定している。

※パターンBについては、インストリーム広告及びリンク広告を合わせて５本の動画を作成すること

1. 動画の企画・制作にあたっては、発注者と協議を行い、現地での撮影、撮影した動画および画像の加工、音声、ナレーション、テロップ、BGMの挿入等シナリオを作成した上で、映像制作及び編集作業を行うこと。
2. 撮影にあたっては、以下の点に留意すること。

・撮影が不可能な映像には、発注者又は他者が保有する映像や写真等を用いて構成を行うこと。その場合、映像等の収集及び使用交渉は受注者が行い、他者が保有する映像等を使用する際は本業務以外には使用しないこと。なお、使用に係る費用が発生した際は、受注者が負担するとともに、成果品の放映にあたっての費用は無償であることを条件とする。

・BGMはYouTube、Instagram等での放映に支障のない音源を使用すること。

・映像に人物が登場する場合は、受注者の責任において登場人物に対して出演の許諾を得ること。

・その他、動画制作に必要な作業の一切を行うこと。

・撮影に必要な機材（業務用カメラ、マイク、照明等）は受注者が用意すること。

・本業務に関する打合せや取材等の費用及びその他本業務に付随する必要な費用はすべて受注者の負担とする。

1. 基本的には映像のみでも内容が伝わるものとするが、障がいのある人への配慮として、必要であれば字幕をつけること。なお、YouTubeの自動字幕起こしの内容を確認し、正しく文字起こしがされていない部分は編集すること。
2. 動画の完成までは、発注者による複数回の内容確認及び修正等の指示を受けること。
3. 動画の使用年限は限定しないこと。また、制作した動画は大阪府ホームページやSNS等への掲載など、大阪府の景観魅力発信に係る目的で自由に活用できるものとする。
4. 他者が保有する資料映像や静止画等を使用する場合は、「７　①著作権及び使用料等について」の項目に従うこと。
5. コンテンツに記載の法律的根拠については、受託者において法的専門家に確認する等の手法で担保すること。
6. 台詞等において、商品の宣伝、反社会的な思想、差別的な表現、公序良俗に反する表現など府の啓発動画としてふさわしくない内容は盛り込まないよう配慮すること。
7. 動画に「大阪府」という表示を入れること。

|  |
| --- |
| （提案を求める内容）* 全体構成デザイン、シナリオ、映像素材の入手方法など動画企画の内容を分かりやすく提案すること。

※提案にあたっての留意事項・国内外からの来訪者等（海外からの観光客を含め、ビュースポットおおさかを認知していない層）をターゲットに、興味・関心を引く訴求力の高いもの、かつ斬新でインパクトのある動画制作の提案となっていること。・ターゲットの属性に応じて行動パターンや嗜好、余暇の過ごし方等が多様であることから、複数のターゲット層を設定し、それぞれの層に応じて広く視聴される動画制作の提案となっていること。・制作した動画をYouTube及びInstagram広告で活用することを想定しているので、冒頭部のみでスキップされないようにターゲット層が興味をひき、最後まで見てもらえるための内容、構成を工夫すること。 |

（２）YouTube・Instagramを活用した広告配信・ウェブサイト誘導業務

上記（１）で制作した動画を、話題性、拡散性等を確保するため、YouTube、Instagram広告を活用して配信すること。その際、「府公式景観インスタグラム」又は「ビュースポットおおさかWEBサイト」へと誘導を行うものとする。

①　配信方法

投稿動画がインターネット上で広く視聴されるよう目標回数を設定のうえ、Youtubeでのバンパー広告およびインストリーム広告（スキップ可能な動画広告）、Instagramでのリンク広告を実施すること。また、「Call-to-Actionオーバーレイ」等を活用して「府公式景観インスタグラム」又は「ビュースポットおおさかWEBサイト」への誘導を図ること。

②　配信期間・回数

令和８年２月28日までの期間を目安とし、府と協議のうえ決定すること。なお、多くの観光客が訪れる万博開催期間（令和７年４月13日～10月13日）中（9月中旬頃までを目途）から配信を行う計画とすること（すべての動画の制作及び配信を本期間中に行うことを求めるものではない）。配信回数は、期間中700万回以上（累計）を目標とすること。また、広告配信スケジュールを策定すること。

③　配信対象

・年代及び性別　全世代・性別問わず

・広告配信地域　大阪府全域（居住者・訪問者を対象とする）

・配 信 機 器 スマートフォン端末・タブレット・パソコン

・アカウント　　設定キーワードを投稿又は検索したアカウント

④　その他上記業務に付随する業務

その他上記を実施する際に付随する業務を実施すること。

⑤　その他留意事項

・広告の配信期間中は概ね１か月ごとに広告に係る進捗状況（インプレッション数やクリック数等）の報告を行い、発注者と協議の上、広告バナーや設定キーワード等の改善策を講じること。

・配信期間終了後速やかに、掲載広告ごとの掲載実績（広告表示数、サイト誘導数、キーワード傾向、年齢、性別、地域別、時間帯等）及び広告効果の分析についての配信報告書を作成・提出すること。また、配信期間中に運用状況に係る報告会を実施したうえで、発注者における今後の啓発活動について助言を行うこと。また、実績や分析状況の報告にあたっては、発注者と事前に協議し、その協議した内容も併せて報告すること。

・表示数が目標を下回る場合は、受注者の責任において、期間の延長など表示数が目標回数を上回る方策を実施すること。

|  |
| --- |
| （提案を求める内容）* ５（１）で制作した動画について、ターゲット層の属性に応じて、広告媒体から「府公式景観インスタグラム」又は「ビュースポットおおさかWEBサイト」への誘導方法について提案を行うこと。
* 令和８年２月28日までの間で配信回数が700万回以上となる広告配信の計画を具体的に提案すること。

※提案にあたっての留意事項* 万博開催期間中の観光客の流入状況や、四季の特性に応じた配信等、年間を通じて適切かつ効果的な時期に配信が行われる計画とすること。
 |

（３）その他の広報戦略の立案

（１）及び（２）でアプローチしづらい方への効果的な広報戦略を立案し、実施すること。また、広告スケジュールを策定すること。

なお、立案・実施にあたっては、以下の例を参考に、様々な要素について検討すること。

・発信する媒体（交通広告、新聞広告、ポスター等）

・発信する場所（ショッピングモール、スタジアム、レジャー施設、駅等）

・発信方法

・発信にあたっての連携・協力先

・拡散手段

・発信する時間帯

・想定される効果（どれだけの府民に届くか）　等

|  |
| --- |
| （提案を求める内容）* ５（１）及び（２）でアプローチしづらい方への効果的な広報戦略を立案し、実施する手法・内容を提案すること。

※提案にあたっての留意事項・効果的に認識してもらえる創意工夫を凝らした広報戦略を提案すること。・話題性が期待でき、かつ実現性の認められる広報戦略を提案すること。 |

**６　業務進行予定及び体制等の策定**

1. 契約期間内に計画的かつ効率的に進行できるよう体制をとり、進行管理を行うこと。詳細については、事前に発注者と協議すること。
2. スケジュールの進捗状況を、発注者が随時確認可能な業務体制とし、窓口となる担当者を定めること。

|  |
| --- |
| （提案を求める内容）* 契約期間内に効率的に進行できるよう事業全体のスケジュール及び業務ごとのスケジュールについて、詳細に提案すること。
* 事業の運営体制及び配置人員を提案すること。
* 事業全体を統括する責任者について、明記（所属、役職、専門分野等）すること。未定の場合についても、想定している人材の専門分野等に関して提案すること。
 |

**７　事業全体に係る留意点**

① 著作権及び使用料等について

・本事業における企画、映像等一切の著作権料及び使用料等についてはすべて委託金額内に含むものとする。

・本事業における成果物の著作権（著作権法第21条から第28条に定める権利を含む。）については、発注者に帰属するものとする。また、本事業終了後においても発注者がその保有する広報媒体等を活用して公表等を行うにあたり、著作権使用料等が別途発生しないようにし、自由に無償で使用できるものとするとともに、著作者人格権（著作権法第18条第１項、第19条第１項及び第20条第１項に定める権利を含む。）の行使をしないこと。発注者は、事前の連絡なく加工及び二次利用できることとする。

・本事業による成果物については、使用料、その他名目の如何を問わず、使用の対価を一切請求することができない。

・成果物については、発注者及び発注者から許諾を得た第３者の自由な使用を認める。

・成果物に使用されるすべてのものは、必ず著作権等の了承を得て使用すること。

・成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受注者は発注者に生じた損害を賠償しなければならない。

② 施設の利用料等について

・施設等での撮影にあたっては施設等管理者との協議の上、利用料等が発生する場合は、委託金額内に含むものとする。

③ 学識者等への謝金の支払い等について

・動画の制作にあたり助言を求めた学識者への謝金の支払い等が発生する場合は、委託金額に含むものとする。

④ 個人情報の保護について

・本事業で制作する動画は公表を前提とするため、個人情報の保護その他法令順守に十分配慮して制作すること。

**８　成果品等（提出物）**

① 動画のデータ

YouTubeやホームページ等で再生可能な様式（mp4、WMV、AVI等）

② 実施報告書

事業の詳細な実施状況が確認できるものとする。

**９　成果品の提出方法**

８で定める成果品については、DVD-R等にデータ保存し提出するものとし、実施報告書については、あわせて紙媒体にカラー出力したものも提出するものとする。

**10　成果品の提出先**

　　大阪府　都市整備部　住宅建築局　建築環境課　住環境推進グループ

（大阪府大阪市住之江区南港北１-14-16　大阪府咲洲庁舎27階）

**11　再委託**

再委託は原則禁止する。ただし、専門性等から本業務の一部を受託事業者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待される場合は、再委託により実施することができる。再委託により実施する場合は、発注者と協議し承認を得ること。

**12　その他特記事項**

1. 事業の実施に際しては、受託者は予め企画提案時に掲げた内容を参考にしながら、発注者と協議・調整のうえ、実施すること。
2. 受注者は、契約締結後直ちに業務実施計画書（業務スケジュール）を発注者へ提出すること。
3. 発注者から受注者に対し、必要に応じて、事業内容等について随時報告を求めることがあるので、速やかに対応すること。
4. 本委託事業を実施するにあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じたときは、発注者と受注者で協議の上、業務を遂行すること。
5. 業務上知り得た情報を他人に漏らさないこと。
6. 企画提案及び契約の手続きにおいて用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国の通貨によるものとする。

以上